

群馬県知事 山本一太 様
群馬県教育長 平田郁美 様

2024年12月13日
日本共産党群馬県委員会 委員長 渋谷哲男
同県議団 酒井宏明・大沢綾子

2025年度群馬県当初予算編成にあたっての要望書

日頃の県政運営に、ご尽力されていることに敬意を表します。

長引く物価高騰が県民の命と暮らし、営業を直撃しています。「暮らしを守ってほしい」「営業を支えてほしい」という県民の切実な声にこたえる県政運営が、ますます重要になっています。

石破内閣は、パーティ券を巡る「裏金問題」で国民の明確な審判が下されたにもかかわらず、その解決には相変わらず消極的です。一方で、軍拡増税など安倍・菅・岸田政権以上に軍拡路線をひた走る危険性があらわになっています。

世界情勢をみても、ロシアのウクライナ侵略と、パレスチナ・ガザ危機という二つの重大な逆流が起こり、きわめて深刻な人道的危機が起こっています。一方で、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞し、核兵器廃絶への大きな力となっていることは注目すべきです。こうした中で、県民・国民の命と安全を守るためにも、戦争も核兵器もない世界を実現するためにも、憲法9条を生かした平和外交の取り組みが求められています。

来年度の予算編成にあたり、くらしと福祉、子育て最優先の県政の実現、切実な県民要求の実現へ、日本共産党として要望項目をまとめました。県民の幸福度向上のために、いっそうご尽力いただきますようお願いいたします。

<重点要望>

1. 一部の大企業が空前の利益を上げる一方で、労働者の実質賃金は下がり続けている。中小企業支援と一体に、最低賃金をただちに1500円に引き上げるとともに、男女の賃金格差をなくし、非正規労働者の正規化を図るよう、関係機関に働きかけること。
2. 学校給食の無償化を実施する自治体がひろがっている。現在21市町村が完全無償化し、2025年4月からは、最後まで未実施だった高崎市が一部無償化に踏み出す。一方、内容の違いによる自治体の格差や、食材費高騰が問題となり、市長会や複数の市議会からも、県による支援を求める要請が行われている。県として、市町村の無償化実施に対する助成制度を創設すること。
3. 物価高騰に対する中小企業への支援に全力をつくすこと。消費税は廃止をめざし当面5%への緊急減税、インボイス制度廃止を政府に働きかけること。
4. 飼料や肥料、資材などの価格が高止まりし、コスト増を農産物価格に転嫁できない農業経営は、困難を極めている。政府に抜本的な対策を求めるとともに、県の支援を拡充すること。
5. 3歳から5歳児の保育士配置基準が改定されたが、1歳児については見通しが立っていない。配置基準のさらなる改善を国に求めるとともに、1歳児について県独自で4:1に拡充すること。
6. 介護報酬が全体として引き上げられた一方、訪問介護の基本報酬は引き下げられ、県社会保障推進協議会が実施した訪問介護事業所アンケートでは、7割を超える事業所が「経営が難しくなる」と回答している。報酬引き上げと、利用者の負担増に跳ね返らせないための財政措置を講じるよう国に求めること。県として実態調査を実施し、必要な支援を行うこと。
7. 生活保護行政に関して、人権を保障する立場で県の監査・指導を強化すること。人権擁護の立場に立った研修制度を充実すること。貧困・生活困窮に追い込まないための支援を強化すること。
8. だれひとり取り残さない、ゆきとどいた教育を推進するためにも、全学年30人学級を早期に実現し、さらに少人数学級をめざすこと。また、教職員の長時間過密労働解消には、正規の教職員を増やすことが決め手となる。教員志望者を増やすためにも、長時間過密労働解消は不可欠であり、前述の具体化を進めること。

9. 物価高騰で学生の経済的苦境が続いている。給付型奨学金拡充を国に求めるとともに、県として制度を創設すること。県立大学の学費を引き下げること。企業向け奨学金返還支援制度の周知に努めること。学生の要求を把握し必要な支援につなげるために、県内の大学・短大・専門学校と協力して学生の生活実態調査を行うこと。
10. 12月2日から健康保険証の新規発行が停止された。国に対し、従来の保険証存続を求めると。従来の保険証でも受診できることを県として周知すること。
11. 核兵器廃絶平和県宣言をしている群馬県として、核兵器禁止条約の署名・批准を国に求めること。
12. 高齢者人口の増加、地域の商店街の衰退のもとで、交通弱者、買い物に不自由する人が増加している。従来の路線バスや乗り合いタクシーなどへの助成に加え、デマンドバス・タクシーなど、さまざまな形態の公共の足確保を市町村とともに検討、実施すること。財政支援の充実など必要な支援を強化すること。中小私鉄3社の維持・拡充のために必要な補助を引き続き行うこと。
13. 群馬県民会館の利用について25年4月から予約停止した。県都前橋市に2000人規模のホールは他になく、多くの県民から存続を願う声が寄せられている。恣意的なアンケートを中止し、公平性を担保しながら、専門家や廃止によって不利益を受ける団体・個人の意見をしっかり聞くこと。そのうえで、文化の殿堂にふさわしく全面的に改修し、維持・発展をはかること。
14. TUMO GUNMA 設置は一旦立ち止まり、必要性や効果について県民に丁寧な説明を行うとともに、学童期からのデジタル機器使用への影響を調査・検証し、教育関係者も含めた議論を尽くすこと。

<要望事項>

【医療・福祉】

1. 医師不足が深刻となっている。とりわけ過疎地域では救急医療体制の維持が困難になり、地域包括ケアが成り立たなくなる状況である。県として、医師会や主要医療機関とも連携をとり、総合的、抜本的な医師確保対策を講じること。
地域包括ケアを機能させるために、必要な経費と人的支援をすすめること。特に困難な過疎地域に対して、早急な対策を講じること。
2. 医療費削減を狙いとした、地域医療構想による病院統廃合・病床削減を中止するよう国に要請すること。公立・公的病院再編統合計画の撤回を求めること。
3. 新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、医療検査体制の強化や、感染拡大防止対策等を拡充すること。
4. 国保の住民負担を軽減しようとする市町村の取り組みを妨げず、県として国保税軽減など独自の施策を講じること。違法な差押えに対して、「総務大臣通達」をふまえて監督を強化し、市町村への指導を行うこと。
政府に対して、国庫支出金をただちに増額するよう強く働きかけること。
5. 要介護1・2の介護外しが強行されたが、すべての県民が安心して介護保険制度を利用できるよう、国に対して働きかけるとともに、県独自の支援策を設けること。
低所得者を受け入れる施設やサービスへの公費助成を拡大し、国民年金程度の低所得者でも入所やサービスが受けられる介護体制を充実すること。
6. 保険調剤薬局での無料低額診療が行えるよう、市町村とともに検討し実施すること。
7. 介護の質の側面から、施設ごとの職員の雇用状況を調査し指導に生かすこと。
8. 後期高齢者の医療費窓口負担引き上げをしないよう、国に求めること。後期高齢者医療制度の特例措置を継続させること。診療報酬を引き上げるよう国に求めること。
9. 生活困窮者は、雇用、借金、納税、健康、介護、教育など様々な問題を抱えていることが多い。市町村と協力して、重層的支援体制整備事業を拡充すること。
10. 生活保護水準の引き下げ方針を撤回するよう、国に働きかけること。水際作戦をやめ、保護申請は無条件で受理して審査すること。
公共交通が不便な群馬において、自動車の保有は自立のための必需品である。自動車保有の要件を緩和すること。本人の同意なく親族への扶養照会を行わないよう市町村に助言指導すること。
11. 地球温暖化の状況なども勘案し、熱中症死などを発生させないため、従来からの生活保護受給者にも公費によるエアコン設置や買い替えを認めること。また、エアコン稼働分の電気代相当の夏季加算を創設するよう国に求めること。
12. 生活保護世帯の賃貸住宅（公営・民間）退去時の原状回復費用と、県営住宅の入居保証金・共益費について、県独自で扶助費を設けるなど、自立を援助する柔軟な対応をすること。
13. 重度心身障害者の入院時食事代補助制度への所得制限を撤廃すること。重度心身障害者の医療費無料化に所得制限を設けないこと。

- 子ども医療費無償化実施自治体に窓口負担復活を促す通知を、国に撤回させること。
14. 保育の公定価格の引き上げとともに、1歳児の定数を6対1から3対1へ、4、5歳児の定数を30対1から20対1に改善するよう国に求めること。保育士の確保をすすめること。
 15. 子どもにも保育士にも施設にも負担の重い「こども誰でも通園制度」に不安の声があがっている。一時預かり事業の拡充による未就園児支援など、親の就労にかかわらず、どこに住んでいても、すべての子に安心・安全な質の高い保育を保障し、育ちの権利を保障すること。
 16. 保育・幼児教育の無償化にともない、保育料に含まれていた給食のおかずやおやつ代にあたる副食費が、実費徴収となった。どの自治体に住んでいても実費負担をしなくてもすむよう、保育施設の3歳以上児の副食費への補助を実施すること。あわせて、給食の食材料費も無償化の対象にするよう国に求めること。
 17. 3歳未満児1人あたりに対する保育料軽減補助を復活させること。
 18. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)支援員の処遇改善策を強化すること。
 19. 子どもの貧困対策と居場所づくりを強化すること。無料学習塾や子ども食堂などへの助成や情報提供をさらに強めること。
 20. 子どもの権利条約の具体化の一環として、子どもアドボカシーへの理解を深め、その取り組みへの支援を広げること。
 21. 障害者の一時預かりサービスステーションを維持・拡充させること。
 22. 精神障害者の福祉医療対象を2級まで広げること。在宅療養者支援のため、医療福祉の専門職員の訪問体制を確立すること。JR等の交通機関利用割引制度を他の障害者と同じに適用するよう、国等に働きかけること。
 23. 誰でも引きこもりになる可能性がある。本人や家族の責任にせず社会全体で対応できるよう、相談窓口を拡充すること。
 24. ハンセン病療養所栗生楽泉園内に建立された「人権の碑」の意義などを普及・啓発する取り組みを強めること。重監房資料館が役割をしっかりと果たせるよう、県として入所者自治会とも協力し、援助すること。国の強制隔離政策やそれを推し進めた「無らい県運動」について、「群馬県ハンセン病行政資料調査報告書」を活用して歴史的事実の普及、啓発に努めること。
 25. B型C型肝炎患者の救済へ、すべての肝炎患者に補償金と治療費を支払う仕組みをつくるよう国に働きかけること。
 26. 「緊急医師確保修学資金」および「県医学生修学資金貸与制度」「医師確保修学研修資金貸与制度」の返還免除対象医療機関を拡大すること。同じく「看護師等修学資金貸与制度」の返還免除対象医療機関の拡大を図ること。
 27. 救急医療に限定された、外国人未払い医療費の補助制度を拡充すること。

【教育】

1. お金の心配をせずに子どもたちが安心して学べるよう教育費の無償化をすすめ、学校教育に係る保護者負担の軽減を図ること。義務教育費国庫負担金を2分の1に戻すよう国に求めること。
2. 教育分野におけるデジタル（DX）化の一面的で拙速な推進は、人間性や共感をはぐくむという教育の本質とそぐわない。ICTなどは、あくまでも一つのツールとして活用するよう改めること。そのためのノウハウの蓄積を急ぐこと。
3. 子育て世代の経済的負担を軽減し、IT機器格差をひろげないためにも、県の責任で高校生へのパソコン貸与を行うこと。
4. 学校給食の自校方式を促進すること。学校給食への国産・地場産食材の使用を増やすこと。学校給食への県産有機農産物利用を促進すること。発がん性が指摘される化学物質グリホサートが外国産小麦から検出され、全国的に問題になっている。学校給食のパンについて国産・県産の小麦や米粉に切り替えるよう学校給食会に指導すること。
5. 特別支援学校教職員定数の抜本的な改善を行うこと。現行定数をすみやかに正規の教職員で充足すること。
6. 教員が行っている発達検査について、専門家への委託を原則とすること
7. スクールカウンセラーの正規化とさらなる増員を図ること。
8. 専科教員の大幅な増員を行うこと。とりわけ小学校の英語教員を早急に増員すること。
9. インクルーシブ教育の推進には、子どもの学ぶ権利を保障するための人員確保等環境整備も並行して行うこと。
10. 非常勤講師の労働条件を常勤職員に準ずるものにすること。すべての臨時教員の身分保障を行うこと。臨時教職員の賃金上限枠や休暇付与制限などを撤廃し、正規の教職員と同等の労働条件を保障すること。
11. 人事評価制度を廃止すること。少なくとも、評価結果は賃金にリンクさせないこと。
12. 労基法の原則をゆがめ、教員の命と健康を脅かす教員の変形労働制は条例化をしないこと。
13. 18歳選挙権を、高校生の政治意識の向上に結びつけること。高校生の表現する自由や政治活動の自由を最大限保障するとともに、教職員や生徒、専門家などを交えたシンポジウム等多角的に考える場を設けること。「政治的中立」の名で教員の正当な政治活動を押しさえつけないこと。主権者教育に、国民の間に分断を持ち込む言動をしているインフルエンサーの起用はしないこと。
14. 子どもを競争に追い込む「全国一斉学力テスト」「体力テスト」に参加しないこと。
15. 国が国民に特定の価値観を押し付ける道徳教育は教科からはずし、憲法の理念に沿った市民道徳をはぐくむ教育をすすめるよう国に求めること。
16. 気象・地質・天文など、身近な自然を知るとともに、防災の基礎科学である「地学」をすべての高校生が履修できるよう、専科教員を増員すること。

17. 中学生の自衛隊での「職場体験」は、武器を扱う特殊な職場であることや、生徒の学習・発達段階に照らしてもそぐわない。自衛隊にとっては露骨な勧誘の場となっている。自衛隊での実施は中止すること。
18. 教育施設のトイレの洋式化と体育館・特別教室への空調設備導入を促進すること。
19. 教育活動に係る経費は全額公費で支出するよう、実態に見合った予算編成とすること。
20. 定時制高校を存続させること。定時制高校の夜食を充実すること。
21. 複式学級を解消すること。高等学校の学級定員は普通科・総合科は 30 人、職業科は 25 人、定時制は 20 人とすること。
22. 各種集会などへの教職員の派遣要請など、外部団体などによる「人権教育」に名を借りた不当な教育介入を認めないこと。
23. 部活動の指導や試合の審判において受傷した場合、公務災害と認定されるよう、制度の改善を図ること。また、不認定の場合は自己負担等当該職員に不利益が生じないようにすること。
24. 平日の勤務時間外、および週休日の部活動の位置づけを明確にすること。部活動による時間外勤務が解消する具体的な対策をとること。部活動の地域連携・地域移行にあたっては、費用や送迎等、保護者の負担増にならないよう支援を実施すること。
25. 県が困難校に全額県費で配置する生徒指導担当嘱託員について、警察官OBではない人を配置すること。
26. 朝鮮初中級学校への補助金を復活させ、条件を付さず支給すること。
27. 防災拠点、避難所ともなる学校施設の耐震化と、体育館の天井落下防止対策、危険なブロック塀の撤去・改修を早急に完了させること。

【労働】

1. 会計年度任用職員の労働条件について、正規職員との均等待遇を図ること。当面、時間給 1,500 円未満で働く非正規職員をなくすこと。公務職場になじまない派遣労働の導入・拡大は行わないこと。
2. 住民サービスの低下や処遇悪化につながるおそれのある「窓口業務の民間委託」は導入しないこと。会計年度任用職員に「同一労働・同一賃金」の原則が反映されるよう、法改正を国に求めること。
3. 県職員の約 2 割が非正規職員となっている。少なくとも定数内は正規職員を配置するよう採用計画の見直しを進めること。そのうえで、恒常的な業務は正規職員配置を原則とし正規雇用を拡大すること。
4. 県が発注・委託する業務（指定管理者制度を含む）に従事する労働者の適正な賃金および労働条件を保障すること。そのために、公正なルールを定めた「公契約条例」を制定すること。また、引き上げられた公共工事設計労務単価が公共工事に従事するすべての建設労働者の労務単価に反映されるよう、調査や行政指導を徹底すること。

5. 育児休業制度を男性も取得しやすいように、また女性がキャリアを気にせずに安心して取得できるよう、引き続き職場の環境整備や啓発に努めること。
6. 県有施設の運営管理は県が直接行うこと。やむを得ず指定管理者制度を導入する場合は、当該施設の利用者およびその従事者と十分な協議をすること。また、同制度が導入された場合には、従来から働いている労働者の雇用継続を大前提とするほか、指定管理期間の長期化、随意契約化、直営への見直しなどを行うこと。
7. 公共施設の企画から設計・仕様・建設などを民間企業にゆだねるPFI事業や、光熱水費の大幅削減を名目にしたESCO事業は、住民のための公共サービスへの公的責任を投げ捨て、行政がやるべき仕事を民間に丸投げするものである。利用者負担増、住民サービスの切り捨てにつながるおそれがある、PFI、ESCOの各事業を導入しないこと。
8. 改正労働契約法の無期転換ルール（5年ルール）を指定管理者や県出資法人で働く労働者をはじめ、県内労働者に周知徹底するとともに、労働局とも連携して事業主に法の趣旨を徹底すること。
9. 大企業の一時的なリストラ「合理化」を規制するための条例を制定し、下請け関連業者との合意および県・市町村との事前協議の義務付けなどを行うこと。
10. 精神疾患増加の要因となっている過密労働や過重な超過勤務・サービス残業（賃金不払い残業）を解消するため、労働局とも連携し、県内企業への働きかけを行うこと。
11. 障害者の雇用にあたっては、障害の特性に応じた十分な配慮を行うこと。法定雇用率早期達成とともに、障害者雇用施策を改善し、充実を図ること。企業へのさらなる啓発に努めること。
12. 労働基準法や労働組合法など労働者の権利などを知らせるための「これから社会で働くために、知っておくべき7つのルール」を高校1年生から配布し、これを学ぶための授業を行うこと。
13. 青年の安定した雇用を確保するため、県の事業における雇用拡大を進めるとともに、民間企業に対して青年の雇用拡大を働きかけること。県立職業訓練校の拡充など職業支援を強めること。ジョブカフェ機能の強化を図ること。
14. 外国人労働者や技能実習生への人権無視の働かせ方を是正し、真の多文化共生を実現するために取り組むこと。外国人総合相談ワンストップセンターを拡充すること。公務員採用試験にあたって、国籍条項を撤廃すること。
15. 県労働委員会や各種審査会委員の任命は、連合の独占を改め公正に行うこと。
16. 消費生活センターや女性相談センターなどの相談業務といった重要な県民サービスが、非正規職員によって行われている。県政としてのノウハウの蓄積やサービス向上を考えれば、待遇の改善、正規職員化が急がれる。職員それぞれの希望に沿った処遇改善をすすめること。

【商工業】

1. 小規模企業振興基本法にもとづく基本計画について、中小業者の声を反映し、中小業者が自立できる環境づくりを軸に、地域で雇用を生み出し、資金が循環する地域経済実現に向けた進捗調査・検証を行うこと。「群馬県中小企業憲章」や「小規模企業振興条例」を生かし、中小業者への支援を具体化すること。
2. コロナ禍の影響で、中小企業の倒産・廃業が相次いでいる。「ゼロゼロ融資」の返済猶予など、苦境に陥った中小企業への支援を急ぐこと。
3. 一方的な工賃の切り下げや取引停止、違法な手形発行などを根絶するために、下請二法の遵守を徹底すること。関係機関と連携して下請け業者のための発注開拓、取引のあっせん、取引条件の適正化指導を強めること。
4. 県内の多くの自治体を実施している住宅リフォーム・店舗リニューアル助成事業は、地域経済を活性化し市民生活の向上に大きく貢献している。県としても当該制度を創設すること。
5. 県内中小業者支援を中心とした地域循環型の経済政策を進めること。また、企業誘致中心ではなく県内中小業者への支援策を講ずること。
6. 企業誘致が地域経済にどのような影響を与えたか、とりわけ撤退した誘致企業の事例をきちんと検証すること。誘致のための補助金の肥大化をしないこと。
7. 創業や起業に対する制度金融の創設をはじめ、既存制度を含めて利子補給、信用保証料への補助策を講じ、地域経済を支える中小業者支援策を拡充すること。
8. 県制度融資については、返済猶予・借り換え・条件変更など中小企業金融の円滑化を図り、中小業者の資金繰りに対する最大限の支援を行うこと。
9. 大型店の身勝手な進出・撤退を規制し、商店街・中小小売店の営業を守るため、広域調整機能を持つ実効性のある「街づくり条例」を制定すること。中心街への定住促進などにより空洞化を防止し、街の再生を進めること。商店の後継者対策を強めること。
10. 所得税法第 56 条を廃止し、家族従事者の労賃を必要経費と認めるよう、国に求めること。
11. 県庁と JR 前橋駅間をトランジットモール化する構想に 70 億円もかけようとしている。地域住民の合意形成が先であり、最優秀者に 2500 万円の賞金を出す国際コンペはただちに中止すること。
12. 堤ヶ岡飛行場跡地（高崎市）に IT デジタル産業集積地をつくらうとしているが、優良農地をつぶし、環境にも影響を及ぼすことになる。地権者や近隣住民の声を聞くこと。

【県土整備】

1. 近年の災害は、堤防整備や河道掘削の重要性を改めて浮き彫りにしている。河川脇の低地や霞堤の内部などに民家や高齢者施設などの建設が制限されていない。危険な地域の土地利用を制限・改善する条例をつくること。
2. 県管理道路の側溝が当該地域の開発等による環境変化に対応していないため、大雨の際に人家や畑に浸水することがしばしば起こる。環境の変化に対応した側溝の拡幅等の整備を行うこと。
3. 災害時の避難所設置にあたっては、プライバシーを守ると同時に感染症拡大防止の観点からも環境整備が重要となっている。間仕切りや段ボールベッド、仮設トイレの設置や、温かい食事の提供などの環境・体制整備をすること。避難情報の発令方法や人権が守られる避難所への環境改善に向けた国の避難所運営ガイドラインを周知徹底するとともに、市町村の取り組みに必要な支援をすること。
4. 運転免許証を返納した人への、運転経歴書の申請手数料補助など、高齢者の交通事故防止へ、丁寧な援助を行うこと。
5. 県営住宅のバリアフリー化、手すり・エレベーターの設置、老朽化対策を急ぐこと。高齢者・障害者用住宅を増設すること。特に老朽化が著しい県営住宅は、空き室も目立ち環境が悪化している。早急に改善、建て替えを行うこと。
6. 県営住宅入居者は高齢者や低所得者も多い。県による県営住宅の共益費徴収に係る事務経費は、入居者の生活実態に見合った金額とすること。
7. 県有施設のトイレの洋式化を促進すること。

【農林業】

1. 主食である米の安定供給が脅かされている。米の市場まかせをやめ、需給と価格の安定、ゆとりある需給計画のもとに米の増産、備蓄をはかるよう国に求めること。米農家の生産費に見合う価格保障、所得補償を行うよう要請すること。高温時にも品質の良いコメが収穫できるよう、品種改良に努めること。
2. 規模拡大を中心とした施策は限界にきており、耕作面積に縮小に歯止めがかからないばかりか、農村集落の縮小・崩壊も危惧される状況にある。小規模農家、兼業農家が農業を続けられるような施策をすすめること。その地域に合った作物や育成法、加工・販売などへきめ細かな普及活動をさらに展開すること。
3. 物価高や円安、世界情勢にともなう肥料や資材の高騰から県内農業を守るため、県単独の支援を強化すること。
4. 野生イノシシからの豚熱の感染を防ぐために、ICTも活用した監視体制や、捕獲を強化すること。人や運搬車両から農場へのウイルスの侵入を防ぐ対策を講じること。鳥インフルエンザの感染源について、積極的な情報収集を行うとともに、防疫体制の強化を進めること。
5. TPP11、日米 FTA、日欧 EPA など、異次元の農産物市場開放に反対し、農業生産と食糧自給率向上の立場にたって農政を推進すること。

6. 国連決議「家族農業の10年」を実行する政策、プログラムを県として作成し、実効あるものとするための諸施策を行うこと。企業参入を促進する「農政改革」ではなく、家族経営を基本に大規模農家も応援する農業政策を促進すること。
7. 有機農業推進にあたっては、生産者や地域の意見を大切にしながら転換を進めること。推進に重要な役割を担う普及指導員への研修等、資質向上への取り組みを強化すること。また、市町村におけるオーガニックビレッジの取り組みを支援すること。学校給食への有機農産物活用を促進すること。
8. EUなど海外では生態系への影響が大きいとして使用禁止の動きがある「ネオニコチノイド系農薬」について、残留検査をすすめるとともに、正確な情報提供と周知に努めること。
9. 農民の生産・販売に大きな役割を果たしてきたこれまでの種子法に基づく取り組みを後退させないこと。種子生産農家の経営が存続できるよう、買い取り価格の底上げ等、対策を強化すること。
10. 多様な農業の担い手を育成するために、多品目総合産地づくりを中山間地農業の発展方向のひとつに位置づけ、すべての農家を対象に営農指導を実践すること。
11. 有害鳥獣よけの電気牧柵などの設置のための補助金を増額すること。補助条件を緩和すること。電気牧柵や大型害獣よけ鉄柵については、安全管理の指導と、保守管理のための下草刈機などの整備のための助成・支援をすること。また、緩衝地帯整備の補助金を増額すること。ヤマビル対策を強化すること。
12. 皆伐型の林業が災害の原因となる場合があることが指摘されている。急傾斜地での皆伐を控えるとともに、伐採と植林がセットとして取り組まれるよう指導・支援すること。また、小規模な自抜型の林業の普及をすすめ、自立した持続可能な林業の振興を図ること。
13. 県産木材利用促進のための補助事業活用について、周知を図ること。
14. 尾瀬国立公園におけるシカの食害対策を、環境省などと連携して強化すること。
15. 福島第一原発事故が原因となり落ち込んだ、原木栽培シイタケの増産に向けた助成・支援策を強化するとともに、放射能汚染対策を徹底し、安全性を周知すること。
16. 群馬の歴史産業である養蚕業および製糸業の振興を図ること。
17. 近年、突風や降雹、豪雨、大雪などの自然災害が頻発している。この間の雪害対策事業と同程度以上の助成制度を設けること。

【環境・エネルギー政策】

1. 2050年カーボンゼロを目指し、「県地球温暖化対策実行計画2021-2030」の前倒し実現も視野に、計画の実施状況を常に点検するとともに、施策のよりいっそうの具体化、関係諸団体県民への働きかけ、政府への要望等を精力的に展開すること。
2. 優良な小規模再生可能エネルギー事業へ資金を融資し、自然災害などで失敗した時には、返済を免除する収益納付型補助金制度を創設すること。
3. 木材利用の拡大は脱炭素社会の実現に資する。公共建築物の県産材を中心とした木材の利用促進や民間での利用促進を関係機関と協力して行うこと。
4. 再生可能エネルギーの名のもとに、赤城南麓への木質バイオマス発電施設や急傾斜地への太陽光パネル設置など、地産地消にならない大規模で危険な開発が行われてきた。乱開発につながらないよう国に規制を求めるとともに、県として条例を制定すること。
5. 東邦亜鉛安中精錬所が排出した非鉄スラグ（有害スラグ）について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と環境省「行政処分の指針」に基づいて、有害スラグ全量撤去、原状回復の措置命令を下すこと。刑事告発を行うこと。県基準にもとづく「免許取消」の行政処分を行うこと。
大同特殊鋼の有害鉄鋼スラグについては、使用箇所の全容解明・撤去にはほど遠いばかりか、渋川市がスラグの撤去と費用負担を求めても拒否する状況が続いている。犯罪企業の開き直りを許すことなく、全量撤去、原状回復の措置命令を行うこと。
6. 産業廃棄物処理について、排出事業者の責任と負担をより厳正に指導するとともに、県外からの持ち込みについては事実上搬入できないよう厳しい事前協議制を確立すること。
7. 廃棄物関連施設やダム（砂防ダムを含む）など環境・生態系破壊のおそれのある事業については、その規模が適用基準に達していなくても積極的に環境アセスに準じた調査を行うこと。
8. 家庭ごみの有料化は本質的なごみ減量化につながらない。有料化しないよう市町村に働きかけること。
9. 福島第一原発事故の徹底した原因究明とともに、放射能汚染水の流出防止、トリチウムを含む汚染水の海洋放出中止を国と東電に要請すること。新潟県柏崎刈羽原発、茨城県東海第2原発の再稼働断念、プルサーマル計画の中止、再生可能エネルギーへの抜本的転換を国に強く働きかけること。新潟県柏崎刈羽原発の過酷事故を想定した避難計画を早急にたてること。必要な量の安定ヨウ素剤を備蓄すること。
10. 坂東工業団地の土壌・地下水汚染については、扇状地全体への影響を勘案し、土壌汚染対策法による知事の措置命令によって汚染土壌の完全撤去を早急に行うこと。
11. 桐生市新里町鶴ヶ谷における廃棄物の不適切な保管について、廃棄物の飛散や臭気といった周辺生活環境への支障が出ているほか、西側斜面に投棄された廃棄物が崩落する危険もある。これ以上の影響が出ないよう、行政代執行による撤去を行うこと。

12. 前橋市のへい獣処理工場（群馬化成産業）の悪臭公害の根本的な解決を急ぐこと。
そのために、企業が市に提出した改善方針の具体化を急ぐよう強く指導すること。

【人権・生活・文化・スポーツ・地方自治】

1. 世界の国々の努力にも学んで、ジェンダー平等社会へと変えていくことは急務である。男女の平等、同権をあらゆる分野で擁護し保障する、女性の独立した人格を尊重し社会的・法的な地位を高める、性的指向と性自認を理由とする差別をなくすなど、各分野でのジェンダー平等、LGBTQ 支援に取り組むこと。差別と偏見を県行政、教育のあらゆる現場から一掃するために、意識啓発や相談活動にとりくむこと。公立高校の男女共学化を積極的に推進すること。
2. ヘイトスピーチ規制条例を制定すること。
3. 投票時間の繰り上げを行っている市町村に対し、安易な繰り上げをしないよう指導すること。若い世代の投票率を上げるため、主権者教育の適切な実施とともに、高校・大学内への期日前投票所の設置や、駅・ショッピングセンター内など多様な場所への投票所設置を働きかけること。
4. 墜落事故が頻発している米軍横田基地所属の CV22 オスプレイは、これまで群馬上空でも頻繁に飛行してきた。オスプレイの配備撤回を政府と米軍に申し入れること。目撃情報などの提供を県民に呼び掛けること。日米地位協定の見直しを政府に要請すること。
5. 土地利用規制法で周辺住民を監視する危険性が高まっている。思想・信条の自由、表現の自由、プライバシー権などの侵害、市民運動の弾圧につながりかねない法律の廃止を政府に働きかけること。
6. 陸上自衛隊第12旅団等による、武器を携行した基地外での行進訓練を行わないよう国に要請すること。訓練を実施する場合、周辺住民に詳細を事前に知らせること。
7. 陸自12ヘリ旅団による騒音等の被害をなくし、被害は補償させること。
8. 自衛隊員募集の際、中学高校など新規学卒者のいる家庭への訪問や、学校、行政の情報を活用した募集をしないよう国に求めること。また、「適齢者」の住所、氏名、性別、生年月日（4情報）のリスト提供はしないよう市町村に働きかけること。公的施設、教育施設などで自衛隊車両を展览展示するなど、ゆきすぎた広報活動はしないこと。
9. 国の指示権を拡大し、地方自治体の機能を骨抜きにしかねない地方自治法改定の再改定を国に求めること。